

申請に必要な書類

	吸収合併 で規則 変更あり	吸収合併 で規則 変更なし
宗教法人合併認証申請書（原本）	○	○
規則の変更をしようとする事項を示す書類（3通）	○	
責任役員会議事録（原本証明をした写）	○※1	○
責任役員であることの証明書（原本）	○	○
総代等の同意書（原本証明をした写し）※2	△	△
総代等であることの証明書（原本）※2	△	△
包括団体の承認書※2	△	△
信者その他利害関係人に対し公告したことの証明書 （原本）（法第34条第1項）	○	○
信者その他利害関係人に対する公告文（原本証明をした写）（法第34条第1項）	○	○
信者その他利害関係人に対し公告したことが分かる写真※3（法第34条第1項）	○	○
財産目録（法第34条第2項）	○	○
財産目録作成等の証明書（法第34条第2項）	○	○
貸借対照表（法第34条第2項）	△※4	△※4
債権者へ公告したことの証明書（原本）（法第34条第3項）※5	○	○
債権者に対する公告文（原本証明をした写）（法第34条第3項）※5	○	○
債権者に対し公告したことが分かる写真※3（法第34条第3項）	○	○
債権者から異議申立がなかったことの証明書（原本）	○	○
合併契約書（原本証明をした写）	○	○
合併理由書（議事録から理由が読み取れない場合）	○	○
被吸収法人の法人規則（被吸収法人が他県の場合）	○	○

※1 規則変更を伴う場合は、合併と規則変更についての議決が必要。

※2 規則に総代等のその他機関の同意、包括団体の承認を得なければならない旨の定めがある場合は必要。

※3 信者・債権者が公告文を確認していることが分かるような写真（信者等が写っている）が望ましい。

※4 宗教法人法第6条の事業を行っている場合のみ必要。

※5 知っている債権者がいる場合は個別の催告が必要なるため、ご相談ください。

※6 吸収法人が新たに事業を行うことになる場合は、必要書類が別にありますので、ご相談ください。

※7 合併して新たに宗教法人を設立する場合は、必要書類が別にありますので、ご相談ください。